



農地転用を伴う 太陽光パネルの設置について

令和4年10月
農林水産省
農村振興局

農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要

農業振興地域制度
〈農業上の土地利用のゾーニング〉

農振法

農業振興地域
(都道府県が指定)

長期にわたり総合的に農業振興を図る地域

農用地区域

(市町村の農業振興地域整備計画で設定)

農業上の利用を図るべき土地の区域

(転用禁止)

〔一定の要件を満たした場合、
農用地区域から除外〕

農振白地地域

農業振興地域外

農地転用許可制度
〈個別転用を規制〉

農地法

許可権者

- ・ 都道府県知事
- ・ 農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長
(4 ha超は農林水産大臣に協議)

不許可

I 原則不許可

[第1種農地]

- ・ 集団農地
- ・ 土地改良事業対象農地 等

II IIIに立地困難な場合に許可

[第2種農地]

- ・ 土地改良事業の対象となっていない小集団の生産力の低い農地 等

III 原則許可

[第3種農地]

- ・ 市街地にある農地 等

市街化区域:届出制



〔生産性の高い優良農地〕



〔小集団の未整備農地〕



〔市街地近郊農地〕



〔市街地の農地〕

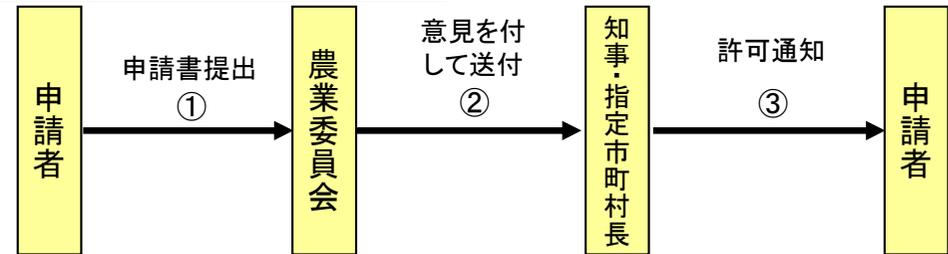
農地転用許可手続の概要

農地転用許可制度の概要

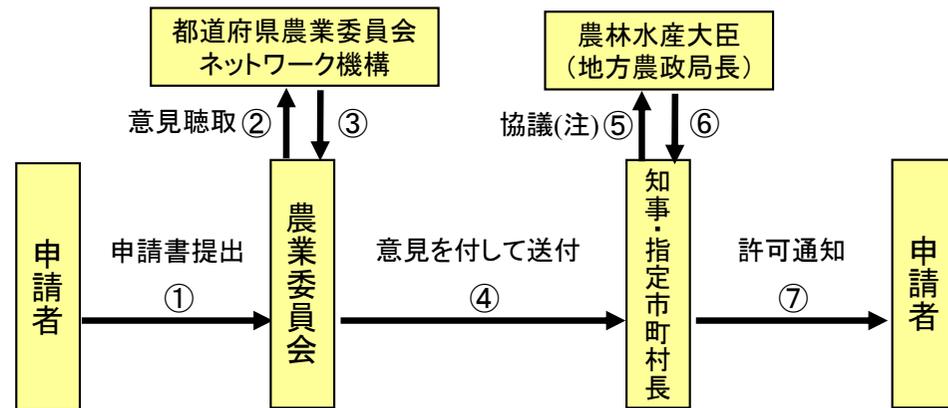
- 農地転用許可制度は、優良農地の確保と計画的土地利用の推進を図るもの
 - ・ 農地を転用する場合又は農地を転用するために所有権等の権利を設定若しくは移転する場合には、**都道府県知事**又は**指定市町村**(農林水産大臣が指定)の**長の許可**が必要
 - ・ **市街化区域内**の農地を転用する場合には、**農業委員会**に**あらかじめ届出**を行えば**許可不要**
 - ・ 許可等を受けないでした権利の設定又は移転は効力を生じない
 - ・ 国、都道府県又は指定市町村が転用する場合(学校、病院、社会福祉施設、庁舎及び宿舍に転用する場合を除く。)等は、許可不要。

許可等の手続きフロー

30アール以下の農地を転用する場合

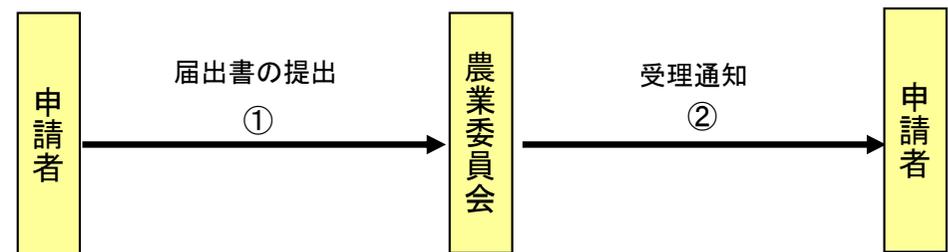


30アールを超える農地を転用する場合



(注) 4ヘクタールを超える農地を転用する場合には、農林水産大臣との協議が必要

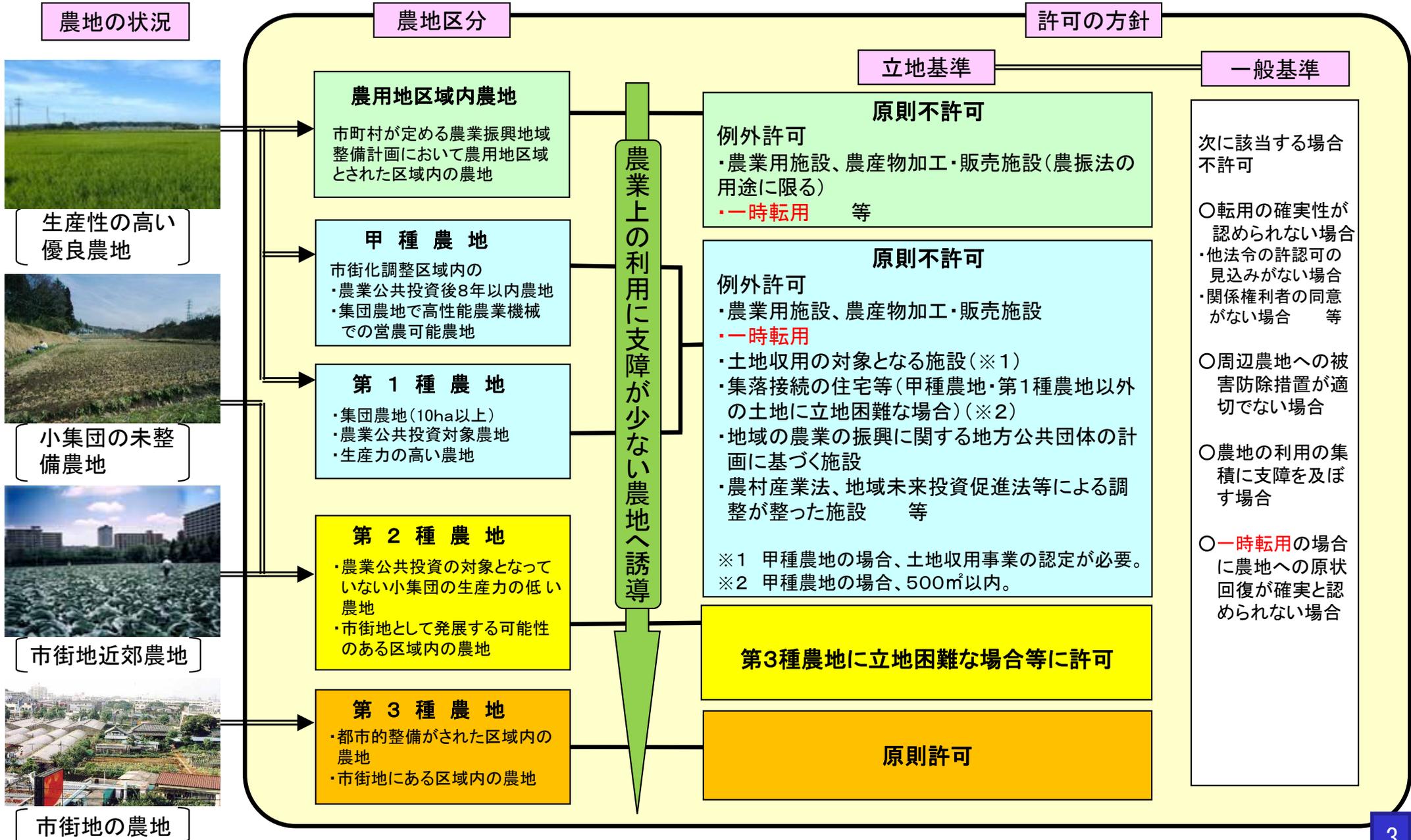
市街化区域内(届出制)



	許可が必要な場合	申請者	許可権者
第4条	農地を転用する場合 (自己転用の場合)	転用者 (農地所有者等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事 ・ 指定市町村の長
第5条	転用するために農地又は採草放牧地の権利の設定移転をする場合	譲渡人と譲受人	<ul style="list-style-type: none"> 〔 4ヘクタール超の農地転用は農林水産大臣に協議 〕

農地転用許可基準の概要 - 農地法(昭和27年制定) -

農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしている。



営農型太陽光発電設備について

「営農型太陽光発電」とは

農地に支柱を立てて、**営農を適切に継続**しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、**農業と発電を両立**する仕組みを指します。

この場合、**支柱の基礎部分**について**一時転用許可**が必要となります。(平成25年3月31日～)



営農型太陽光発電設備の取扱いの主な内容

① 一時転用許可に当たり、次の事項をチェック

- 一時転用期間が**一定の期間内**となっているか

一時転用期間が**10年以内**になるケース (平成30年5月15日通知)

次のいずれかに該当するときは**10年以内**(その他は**3年以内**)

- 認定農業者等の**担い手**が下部の農地で**営農**を行う場合
- **荒廃農地**を活用する場合
- **第2種農地**又は**第3種農地**を活用する場合

- 下部の農地での**営農の適切な継続**が確かか

営農の適切な継続とは

- **営農が行われていること**
- 生産された農作物の**品質に著しい劣化が生じていないこと**
- **下部の農地の活用状況**が次の基準を満たしていること

区分	通常の場合	荒廃農地を再生利用した場合 (令和3年3月31日改正)
基準	同年の地域の 平均的な単収と比較しておむね2割以上減収しないこと	適正かつ効率的に利用されていること (農地の遊休化、捨作りをしない)

- 農作物の生育に適した日照量を保つための設計であるか
- 効率的な農業機械等の利用が可能な高さ(最低地上高2m以上)であるか
- 周辺農地の効率的利用等に支障がない位置に設置されているか 等

② 一時転用許可は、**再許可が可能**

- 再許可では、従前の転用期間の営農状況を十分勘案し総合的に判断
- 自然災害や労働力不足等やむを得ない事情により、営農状況が適切でなかった場合は、その事情等を十分勘案

③ **年に1回の報告**により、**農作物の生産等に支障が生じていないか**チェック

- 報告の結果、営農に著しい支障がある場合には、設備を撤去して農地に復元



○太陽光発電設備を設置するための農地転用許可実績について

(単位:件、ha)

年度	合 計		農地全体を転用して 設置する方式 (営農を廃止)		営農を継続しながら発電する方式 (営農型発電設備) ※再許可を除く			(参考) 営農型発電設備の再許可(左の外数) (一時転用許可期間の更新)		
	件数	転用面積	件数	転用面積	件数	転用面積 (支柱部分)	下部農地 面積	件数	転用面積 (支柱部分)	下部農地 面積
平成23年度	18	0.7	18	0.7						
平成24年度	1,152	263.9	1,152	263.9						
平成25年度	6,388	1,351.6	6,286	1,351.4	102	0.2	17.6			
平成26年度	12,281	2,268.0	11,930	2,267.6	351	0.4	54.7			
平成27年度	9,827	1,581.1	9,432	1,580.8	395	0.3	84.9	4	0.005	0.37
平成28年度	9,713	1,555.9	9,309	1,554.9	404	1.0	159.3	102	0.1	21.3
平成29年度	8,296	1,250.0	7,978	1,249.5	318	0.5	79.2	362	0.4	53.0
平成30年度	11,579	1,696.3	11,105	1,695.5	474	0.8	149.6	347	0.3	76.6
令和元年度 (平成31年度)	12,907	1,983.7	12,256	1,981.8	651	1.9	182.6	409	0.9	165.2
令和2年度	11,087	1,467.8	10,308	1,467.4	779	0.4	144.8	633	0.8	125.2
合 計	72,161	11,951.2	79,774	13,413.5	3,474	5.5	872.7			

農林水産省農村計画課調べ

注1 「農地全体を転用して設置する方式」については、平成23年4月から調査を実施。

2 「営農を継続しながら発電する方式」については、平成25年度から調査を実施。

3 「下部農地面積」については、営農型発電設備の下部の農地の面積。

4 令和2年度に、令和元年度末までの件数・面積について精査した結果、一部修正を行っている。

営農型太陽光発電設備の許可件数等の推移

- 営農型太陽光発電設備の設置については、平成25年3月に通知を発出し、農地転用許可の取扱いを明確化。
- 新たに農地の一時転用許可を受けた件数の推移をみると、ほぼ毎年、増加傾向で推移しており、令和2年度には、過去最高の779件の許可が行われた。

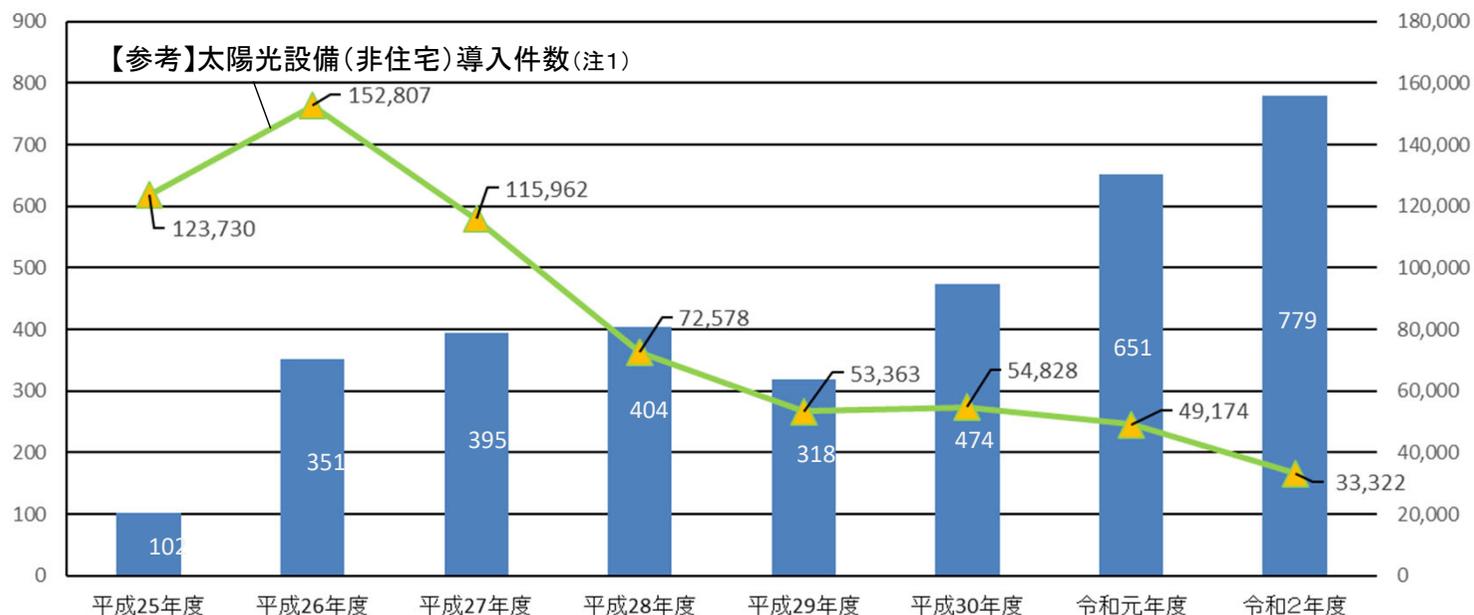
【営農型発電設備を設置するための農地転用許可件数(年度毎)】

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	合計
新規許可件数	102件	351件	395件	404件	318件	474件	651件	779件	3,474件
下部農地の面積	17.6ha	54.7ha	84.9ha	159.3ha	79.2ha	149.6ha	182.6ha	144.8ha	872.7ha

(参考)再許可分(上の外数)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	合計
再許可件数	-	-	4件	102件	362件	347件	409件	633件	1,857件
下部農地の面積	-	-	0.37ha	21.3ha	53.0ha	76.6ha	165.2ha	125.2ha	441.7ha

(許可件数)



(太陽光設備(非住宅)の導入件数)

(注1) 経済産業省資料(電源別のFIT認定量・導入量の「設備導入量(運転を開始したもの)」のうち、「太陽光(非住宅)」の件数を抜粋。)

(注2) 今回の調査において、過年度分の実績についても精査を行い、数値を修正している。

営農型太陽光発電設備の下部農地での営農に支障がある割合

- 令和2年度において、営農型太陽光発電設備の下部農地での営農に支障があったものの割合は14% (471件)となっており、前年度と比較して2%上昇(163件増)した。
- 支障の内容をみると、単収減少(営農者に起因するもの)が71%(336件)となっており、このようなケースに対しては、農地転用許可権者が改善措置を講ずるよう指導を行っているが、適切な営農の確保に結びつかないケースも発生している。

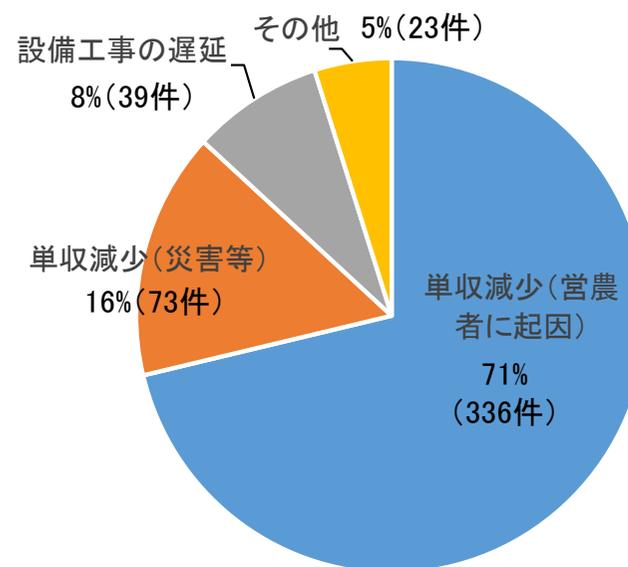
【下部農地での営農への支障の割合(令和2年度)】

(単位:件)

許可年度	件数 (A)	うち支障あり (B)	(割合)
			(B)÷(A)
平成25年度	92	24	26%
平成26年度	309	65	21%
平成27年度	360	77	21%
平成28年度	366	75	21%
平成29年度	297	56	19%
平成30年度	464	81	18%
令和元年度	647	80	12%
令和2年度	778	13	1%
合計	3,313	471	14%
(令和元年度末)	(2,591)	(308)	(12%)

※令和2年度末で存続しているものを集計

【営農への支障の内容(令和2年度)】



- 「単収減少(営農者に起因)」とは、営農者の栽培管理等が不適当であったことにより、同年同作物の単収と比較して2割以上減少しているもの。
- 「単収減少(災害等)」とは、台風や集中豪雨等の災害により、同年同作物の単収と比較して2割以上減少しているもの。
- 「設置工事遅延」とは、営農型発電設備の設置工事が作付適期に完了しなかったため、作付けできなかったもの。
- 「その他」とは、支障の内容が正確に把握できないもの等で、上記に該当しないもの。

N=471

※令和2年度に営農に支障があったと回答したものを集計

営農型太陽光発電設備の下部農地での栽培作物

- 営農型太陽光発電設備の下部農地での栽培作物の分類をみると、野菜等が35% (1,163件)と最も多く、次いで、観賞用植物が30% (994件)、果樹が14% (461件)の順に多い。
- 主な作物別にみると、さかき、しきみ等が30% (994件)、みょうが、ふき、あしたば等が17% (560件)となっており、太陽光パネルにより遮光することを前提とした特徴的な作物が多く栽培されている。
- 営農型太陽光発電設備の設置に当たり、栽培作物を変更したものが60% (1,997件)となっており、パネル下での営農を前提に作物を選択していることがうかがえる。

【下部農地での栽培作物】

作物分類	主な作物	件数(割合)	作物変更の件数
土地利用作物	米、麦、大豆、そば	299(9%)	48
野菜等	野菜(小松菜、白菜、ねぎ、かぼちゃ等)、いも類	1,163(35%)	776
	うち特徴的な作物 みょうが、ふき、うど、あしたば、わらび、どくだみ、レッドクローバー	560(17%)	435
	うちみょうが みょうが	326(10%)	229
果樹	柑橘、ブルーベリー、柿、ぶどう	461(14%)	228
花き	ユリ、パンジー	13(0%)	8
観賞用植物	さかき、しきみ、せんりょう、たまりゅう等	994(30%)	759
その他	—	383(12%)	178
	うち牧草 イタリアンライグラス、ソルゴー、レンゲ	104(3%)	22
	うちきのこ類 しいたけ、きくらげ	155(5%)	109
	うち茶 茶	111(3%)	37
合計		3,313(100%)	1,997

※「作物変更」とは、営農型発電設備の設置に当たり、同農地での栽培作物を変更したもの

